

FP 相続新聞 【相続貧乏にならないために】

相続税軽減に即効！ 養子縁組の具体的手続きは・・・

平成27年 4月号

相 続対策として行われる「普通養子縁組」は、その効果の即効性と手続きの簡便性から、最も優れた対策といえます。養子縁組を行うことで、相続税の基礎控除額が、実子がいる場合は

1人迄
×600
万円、
実子が
いない
場合は
2人迄
×600
万円



＝1200万円増加し、更に相続人が増えたことによって1人あたりの税率が下がり相続税が軽減されます。●この人数制限の規定は、あくまでも相続税法上の取扱いであって、民法上の養子の数は制限がありません。その日から血族間と同一の親族関係が生じ、実子も養子も同じ相続分を有し、遺留分も認められます。そして、従来の養子と実親との関係はそのまま扶養義務、相続関係が引き継がれます。●養子は養親の姓に変わります。しかし婚姻によって姓を改めた者は改姓の必要がありません。養子縁組解消（離縁）は、養子が15歳以上になり養親と合意すれば、「離縁の届出」によって自由に離縁することができ、原則として縁組前の姓および、元の戸籍に戻ります。●縁組の当事者のいずれかが死亡した場合、残った一方から離縁するためには家庭裁判所の許可を必要とします。その理由は、例えば、養親の死亡によって多額の財産を相続した養子が、養親の親族に対する扶養義務を免れるために離縁するような、道義に反する行為を防ぐためであるとされています。なお、死後離縁を行っても、相続権には

何ら影響はありません。●養子縁組の主な条件は、①養親は成人に達していること（既婚者は成人とみなす）②親・叔父等の尊属、及び年長者は養子にできません（兄弟は養子不可ですが、弟妹は養子にできます。子がいない場合等の相続対策に利用できます）。③未成年者を養子にする場合は家庭裁判所の許可が必要（夫婦の場合は共同で養子にすること）但し、祖父母が15歳以上の孫を養子にする場合は不要です。●養子縁組の手続きは、「養子縁組届」に養子になる人・養親になる人の署名押印、そして証人2名（事実を知っている20歳以上の人であれば誰でも可）の署名押印（いずれも認印で可）をし、役所に提出すれば簡単に養子縁組することができます（添付書類：本籍地以外は戸籍謄本、届出をした者の本人確認証）●夫婦が離婚すると姻族関係は自動的に終了しますが、例えば、夫が死亡した場合、残された妻と、夫の親族との姻族関係は終了しません。しかし、妻が、誰の同意を得ることなく単独で、死別後「姻族関係終了届」を、妻の本籍地または居住地のいずれかの役所に届出れば、その日から夫の親族との姻族関係を終了させることができ、扶養義務もなくなります（夫の親族との姻族関係が終了した旨、戸籍に記載されます）。夫から相続した財産を返す必要もなく、子の代襲相続権にも影響しません。そして、姻族関係終了届だけでは、姓や戸籍の変動はありませんので、婚姻前の姓に戻りたい場合は、「復氏届」を提出、さらに本籍を変更（転籍）したい場合は「転籍届」で行うことができます。姻族関係を終了させるかどうかは、相続した未上場株式の「取引相場のない株式等の相続税評価額」が同族会社であるかどうかの判定によって、大きく変わってしまう場合に有効な対策となります。